

## 湖西市教育委員会規則第3号

湖西市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年3月13日

湖西市教育委員会教育長

松山 淳



## 湖西市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則

湖西市立図書館条例施行規則（平成元年湖西市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表備考5中「身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）の規定により」を削り、「の交付を受けている者」を「療育手帳」に改め、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）の規定により」を削り、「の交付を受けている者又は療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）の規定により療育手帳の交付」を「若しくは難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第7条第4項に規定する医療受給者証の交付又は同法第28条第2項の規定による指定難病にかかっている旨の証明」に改める。

### 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する
- 2 改正後の湖西市立図書館条例施行規則別表の規定は、令和8年4月1日以後の日の使用に係る使用料の減免について適用し、同日前の日の使用に係る使用料の減免については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、この規則の施行の際現に許可を受けた使用に係る使用料の減免については、なお従前の例による。